

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号 ※建簿/簿別記			
		特別修繕費の金額等の認定申請書			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名 □ □ 単 体 結 納 税 地 法 親 人 法 人	(フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 この申請に 応答する 係及び氏名 事業種目 青色申告書提出の承認申請をした日 又は受けたとみなされた日	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	
	(フリガナ) 法人名 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	
	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先		〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	
	次 の 資 産 に つ い て の 特 別 修 繕 費 の 金 額 (月 数) の 認 定 を 申 請 し ます。		認 定 を 受 け よ う と す る 特 別 修 繕 費 の 金 額 又 は 月 数		
	資 産 の 種 類 等	1	船舶、熱風炉、溶鉱炉、溶解炉、球形ガスホルダー、貯油槽	名称等 別紙付表のとおり	特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名
	特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2			2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日
	2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日		3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額
	3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4			認定を受けようとする特別修繕費の金額
	認定を受けようとする特別修繕費の金額	5			3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数
	3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数	6	年 月 日	月	認定を受けようとする月数
認定を受けようとする月数	7				
税 理 士 署 名 押 印		④			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	
備 考					

15.00改正

(1328-1)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 68)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号			
		特別修繕費の金額等の認定申請書			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名 納 税 地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 この申請に 応答する 係及び氏名 事業種目 青色申告書提出の承認申請をした日 又は受けたとみなされた日	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒		
	(フリガナ) 法人名 本店又は主たる 事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	
	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先		〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	
	次 の 資 産 に つ い て の 特 別 修 繕 費 の 金 額 (月 数) の 認 定 を 申 請 し ます。		認 定 を 受 け よ う と す る 特 別 修 繕 費 の 金 額 又 は 月 数		
	資 産 の 種 類 等	1	船舶、熱風炉、溶鉱炉、溶解炉、球形ガスホルダー、貯油槽	名称等 別紙付表のとおり	特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名
	特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名	2			2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日
	2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日	3	年 月 日		3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額
	3の特別修繕のために要した特別修繕費の金額	4			認定を受けようとする特別修繕費の金額
	認定を受けようとする特別修繕費の金額	5			3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数
	3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数	6	年 月 日	月	認定を受けようとする月数
認定を受けようとする月数	7				
税 理 士 署 名 押 印		④			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	
備 考					

14.07改正

(法1328-1)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)</p> <p style="text-align: center;"><b>特別修繕費の金額等の認定申請書の記載要領等</b></p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限りません。）</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字を○で囲みます。</p> <p>(4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日（熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(7)において同じ。）を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。</p> <p>(7) 「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(4)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(4)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。ただし、(4)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日（熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。）としてください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付表1、2、3又は4により記載した書類</p> <p>(2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 68)</p> <p style="text-align: center;"><b>特別修繕費の金額等の認定申請書の記載要領等</b></p> <p>1 この申請書は、(追加)特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額及び月数の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限りません。）</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類に該当する文字を○で囲みます。</p> <p>(2) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(1)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。</p> <p>(3) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(1)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日（熱風炉等である場合には、特別の修繕をした後最初に火入れをした日をいいます。以下(5)において同じ。）を記載してください。</p> <p>(4) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。</p> <p>(5) 「3の特別修繕の直前の特別修繕完了の日及びその日の翌日から3の日までの期間の月数6」欄には、(2)の資産について最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の年月日及びその日の翌日から(2)の資産について最近において行われた特別修繕完了の日までの期間の月数を記載してください。ただし、(2)の資産について最近に行われた特別修繕が、当該資産の築造後初めて行われた場合においては、その直前において行われた特別修繕完了の年月日は、当該資産の築造完了の日（熱風炉等である場合には、築造完了後最初に火入れをなした日をいいます。）としてください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 特別修繕費の金額等の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(2)の資産）につき、船舶、熱風炉等、球形ガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、付表1、2、3又は4により記載した書類</p> <p>(2) 特別修繕費の金額及びその期間の月数の計算の基礎の詳細を記載した書類</p>